

⑥ 間接特定課税対象金額の計算に関する明細書

(年分)

氏名 _____

(平成30年分以降用)

外国法人の名称		1	他の外国法人の名称		4	
本店たる所の主たる事務所	国名又は地域名	2	本店たる所の主たる事務所	国名又は地域名	5	
	所在地	3		所在地	6	
間 接 特 定 課 税 対 象 金 額 の 明 細						
配当日の属する年		7	前二年内の各年分のうち最も古いもの		8	
外国法人が他の外国法人から剰余金の配当等を受けた日		外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額	請求権勘案株式直接保有割合の保有割合	(9)×(10)	(11)のうち特例適用配当等の額	間 接 配 当 等 (11)－(12)
		9	10	11	12	13
・ ・			%			
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
・ ・						
合 計						
年 分		他の外国法人に係る課税対象金額等	間 接 保 有 割 合	(14)×(15)	(16)のうち特例適用配当等の額	(16)－(17)
		14	15	16	17	18
年分 (2年前)			%			
年分 (前年)						
計						
本 年 分						
合 計						
間 接 特 定 課 税 対 象 金 額 (13)の合計と(18)の合計のうち少ない金額)				19		

間接特定課税対象金額の計算に関する明細書

- 1 この明細書は、居住者が措置法第40条の5第2項《居住者に係る特定外国子会社等の課税対象金額等の総収入金額不算入》の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「外国法人が他の外国法人から受けた剰余金の配当等の額9」は、措置法令第25条の23第3項各号《剰余金の配当等の額の控除》に掲げる剰余金の配当等の額については、記載しません。
- 3 「請求権勘案直接保有株式等の保有割合10」は、措置法令第25条の23第4項に規定する直近配当基準日における同項に規定する割合を記載します。
- 4 「(11)のうち特例適用配当等の額12」は、措置法第40条の5第2項第1号に規定する前二年内の各年分に係る特例適用配当等の額（同号に規定する特例適用配当等の額をいう。以下同じ。）を合計した金額を記載します。
- 5 「間接保有割合15」は、措置法令第25条の23第6項若しくは第7項に規定する割合又は平成29年改正前の措置法令第25条の23第6項若しくは第7項に規定する割合を記載します。
- 6 「(16)のうち特例適用配当等の額17」は、措置法第40条の5第2項第2号ロに規定する前二年内の各年分に係る特例適用配当等の額を合計した金額を記載します。
- 7 居住者が措置法第40条の8第1項又は第2項《特殊関係株主等である居住者に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例》の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載します。